

議案第 87 号

奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分を次のとおり関係地方公共団体との協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成19年12月10日提出

生駒市長 山下 真

財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分を下記とおり定めるものとする。

記

奈良県市町村会館管理組合が所有するすべての財産は、平成20年4月1日において、奈良県市町村総合事務組合に帰属させる。